別紙

令和４年度アレルギー疾患相談窓口等業務委託仕様書

１　目　的

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、アレルギー疾患を有する患者及びその家族等の不安や悩みに対し、個々の症状に応じた助言や情報提供等を行うとともに、広く県民への正しい知識啓発を行うための相談窓口を設置し、アレルギー疾患を有する患者等の適切な自己管理につなげ、地域住民がアレルギー疾患に関する正しい知識に基づいて適切な対応が行えるような環境の整備を目的とする。

２　委託期間

契約締結日から令和５年３月 31 日

３　委託内容

岩手県アレルギー疾患拠点病院や県内医療機関と連携し、アレルギー疾患を有する患者（主に小児）及びその家族を対象とした相談窓口を設置することでアレルギー疾患に関する不安や悩み等、個々の症状に応じた適切な助言や情報提供等を行う。

また、ホームページ等でアレルギー疾患に関する正しい知識を広く県民に周知するものとする。

４　対象者

県内に居住する住民を対象とする。

５　実施方法等

（１）　相談窓口は１回２時間程度、月４回程度開設するものとする。なお、相談に対応する職員として、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医及び一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会が認定する小児アレルギーエデュケーター（管理栄養士又は看護師）を必ず配置すること。

（２）　アレルギー専用ホームページを整備し、アレルギー疾患に関する正しい知識を広く県民に周知するものとする。

６　事業完了報告

この事業完了後、令和５年３月 31 日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。